

新潟市飲食店支援金 申請要領

(事業名：新潟市「食の新潟飲食店応援事業」)

本制度は、**市内で飲食店等を営む事業者で、**

“新潟県事業継続支援金”の支給決定を受けた方を対象とする支援金となります。

■支給額

1事業者あたり 10万円 (市内に複数店舗を経営する場合も同額)

※ 1事業者あたり、1回限りの申請となります。

■受付期間・受付方法

令和3年4月1日(木) から令和3年**7月9日(金)まで** ※当日消印有効

郵送受付のみとなります。(※封筒裏面に差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。)

【令和3年**7月9日(金)まで**】

(宛先) 〒951-8554

新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル5階

新潟市経済部産業政策課 飲食店支援金担当 宛

※消印の日付が締め切りを超えて届いた申請書については、受付しませんので

ご注意ください

■問合わせ先

【令和3年**7月9日(金)まで**】

新潟市経済部産業政策課 電話：025-226-1610

<受付時間> 午前8時30分から午後5時30分まで(土日祝日を除く)

■申請に必要な書類の入手方法

① 新潟市ホームページからダウンロード

新潟市飲食店支援金

検索

② 市・区役所窓口(申請書の配布のみ)

・新潟市役所 経済部 産業政策課(古町ルフル5階)

・各区役所 産業担当課

※ 開庁時間は、午前8時30分から午後5時30分までです(土日祝日を除く)。

※ 申請書類の郵送による提供は行いません。

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、窓口での説明は行いません。

ご不明な点は上記の問合わせ先までお問い合わせください。



1 概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う会食自粛等の影響により売上の減少が長期に及んでいる飲食店等の事業継続に向けて支援金を支給します。

2 支給額

- ・ 1事業者あたり **10**万円（市内に複数店舗を経営する場合も同額）
※1事業者あたり、1回限りの申請となります。

3 対象要件（新潟市内で飲食店等を営む法人又は個人事業主であって、以下の要件のすべてを満たす者を対象とします。）

- （1）新潟市内の飲食店等において飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けていること
- （2）令和3年3月31日時点で（1）に該当する飲食店等の営業を行っており、申請日以降も継続する意思があること
- （3）新潟県における「新潟県事業継続支援金」の支給決定を受けていること
- （4）申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が、申請事業者の経営に実質的に関与していないこと
- （5）本支援金の支給決定を受けていないこと

【参考】「新潟県事業継続支援金」申請要領（対象者・支給要件）より抜粋

| 新潟県事業継続支援金の対象者・支給要件（以下の要件すべてを満たすこと） | |
|--|----|
| ・新潟県内で飲食店又はカラオケ店を営む法人又は個人 なお、対象となる事業者は、法人規模・形態を問いません。大企業も対象となります。また、財団法人、社団法人、NPO法人等も対象となります。 | |
| ・県内店舗の売上高の合計について、令和2年12月から令和3年4月までの期間において、2ヶ月連続して前年同月比20%以上減少していること（前年との比較が適当でない場合は、前々年との比較） | |
| ・食品衛生法の飲食業又は喫茶店の許可を受け、その他法令等の許認可を全て受けていること | |
| ・業種ごとの「感染拡大防止ガイドライン」等を踏まえた感染拡大防止対策を実施していること | |
| ・申請時点において飲食店の営業を行っており、今後も事業を継続する意思があること | など |

4 申請受付期間、申請方法および提出書類

(1) 申請受付期間

令和3年4月1日(木)から令和3年7月9日(金)まで ※当日消印有効

**※消印の日付が締め切りを超えて届いた申請書については、受付しませんので
ご注意ください**

(2) 申請方法

郵送受付のみとなります。

【令和3年7月9日(金)まで】

(宛先) 〒951-8554

新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル5階

新潟市経済部産業政策課 飲食店支援金担当 宛

※封筒裏面に差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

(3) 提出書類

1. 新潟市飲食店支援金支給申請書兼誓約書(様式1)

2. 新潟県「事業継続支援金」の支給決定通知書の写し

3. 食品衛生法第52条に定める飲食店営業又は喫茶店営業許可証の写し
※様式1に記載の新潟市内に所在する1店舗分のみ

4. 申請書記載の口座情報

※金融機関名及び支店名、口座番号、口座名義等がわかる通帳等の写し
(例) 通帳の場合、表紙の裏など、申請者と同一名義の口座に限ります

※必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。また、申請書類の返却はいたしません。

5 支給の決定及び支給の開始

- (1) 本支援金は、提出書類の受理後、内容を審査し、適正と認められる場合に支給します。
- (2) 審査の結果、本支援金の支給(不支給)の決定をしたときは、支給(不支給)に関する通知を送付します。
- (3) 本支援金は、支給を決定後、概ね1週間程度で指定口座へ振り込みます。
- (4) 申請書類の提出後、2週間を経過しても支給(不支給)に関する通知が来ない場合は、1ページに記載されている問い合わせ先へお問い合わせください。

6 その他

- (1) 本支援金の審査に関して、必要に応じ、実地検査や報告を求めることがあります。
- (2) 本支援金の支給の決定後、申請内容に関して、虚偽や不正等が発覚した場合は、支給の決定を取り消します。この際、支援金が交付済みの場合、支援金の返還を求めるとともに、支援金の受領の日から返還の日までの日数に応じた加算金（支援金の額10万円に年率10.95%の割合で計算した額）が合わせて請求されます。

新潟市 飲食店支援金 提出書類チェックリスト

| 提出書類一覧 | | 郵送 チェックリスト |
|------------------|--|--------------------------|
| 申 請 書 | 1. 新潟市飲食店支援金支給申請書兼誓約書(様式1) | <input type="checkbox"/> |
| 添 付 資 料 | 2. 新潟県「事業継続支援金」の支給決定通知書の写し | <input type="checkbox"/> |
| | 3. 食品衛生法第52条に定める飲食店営業又は喫茶店営業許可証の写し ※新潟市内に所在する店舗の写し(様式1に記載の1店舗分のみ) | <input type="checkbox"/> |
| | 4. 申請書記載の口座情報 ※金融機関名及び支店名、口座番号、口座名義等がわかる通帳等の写し (例) 通帳の場合、表紙の裏など、申請者と同一名義の口座に限ります | <input type="checkbox"/> |

※提出書類チェックリストに☑を入れ、必要書類がそろっているか再度ご確認ください。